

## 綱領

### 一、政治

- 一、治安維持法、治安警官察法其他一切の無産階級運暴壓法令の撤廃。
- 三、司法権警察権の侵害に對する國家、即時補償。
- 四、軍備の徹底的縮小。
- 五、一年兵制の實施並に徴兵より起る家族の經濟的窮乏に對する國家保護。
- 六、民衆を軍國主義化する一切の政策に對する反對。
- 七、殖民地民族の教育及び職業に關する一切の制限の撤廃。

### 二、財政

- 八、生活必需品の消費税及び關稅の撤廃。
- 九、地租家屋税、資本利子税、營業税所得稅相續稅、高率累進賦課。
- 十、高率累進財產稅の創設。

### 三、經濟

- 十一、肥料農具の生産配給に對する耕作者監督權の獲得。
- 十二、農産物水産物の災害に基づく耕作者漁業者、窮乏に對する國家の補償。
- 十三、主要食料品の價格公定制度の確立。

## 四、労働

- 十四、團體結權、罷業權の確立。
- 十五、團體契約權の獲得。
- 十六、八時間労働（一週四十四時間）の確立。  
但し、鑛山労働者に十時間（一週三十三時間）
- 十七、十八歳未満の労働者、六時間を超ゆる労働禁止（一週三十三時間）
- 十八、十六歳未満の少年労働並に女子の夜業坑内労働及び危険作業の禁止。
- 十九、最低賃銀制定。
- 二十、同一労働に對する同一賃銀の支拂（性、年齢、人種に依る區別の禁止）
- 二十一、労働請負制度、徒弟制度其他一切の封建的労働制度の撤廃。
- 二十二、労働災害並に職業より生ずる疾病の補償及び予防の完備。
- 二十三、失業中の標準生活費用國庫支辨。
- 二十四、労働組合に依る職業紹介機關の管理。
- 二十五、工場法鑛業法、海事關係諸法規並に官營工場職工規則の改正。

## 五、社會

- 二十六、無産者、老廢者、妊婦及幼兒扶養の國庫負担。